

兵庫県公報

平成21年12月15日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（職員課） ……	1

公布された法令のあらまし

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第44号）
船員保険法等の一部改正により、同法に基づき行われている船員である地方公務員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法、同法に基づく条例等に基づき行うこととされることに伴い、船員保険法に基づく船員保険の被保険者を県が公務災害補償を行う職員から除外する旨の規定を削除することとした。

条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月15日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第44号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後に発生する事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について適用する。